

制定 平成30年9月28日
改正 令和4年4月 1日
改正 令和5年4月 1日
改正 令和6年4月 1日

指定京町家改修補助金交付要綱及び 個別指定京町家維持修繕補助金交付要綱運用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「補助金条例」という。）、京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則及び京都市京町家の保全及び継承に関する条例（以下「京町家条例」という。）に定めがあるもののほか、指定京町家改修補助金交付要綱（以下「京町家補助金要綱」という。）及び個別指定京町家維持修繕補助金交付要綱（以下「維持修繕補助金要綱」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規程において使用する用語は、京町家補助金要綱及び維持修繕補助金要綱において使用する用語の例による。

(定義)

第3条 京町家補助金要綱第2条第2項第1号に規定する別に定めるものは、京町家条例第26条に基づき設置された指定部会において了承された指定地区及び個別指定京町家の指定基準（以下単に「指定基準」という。）のうち、「京町家の保全・継承に向けた計画があるなど、地域の方々が取組に意欲的な地区」の基準のみで指定された地区とする。

- 2 京町家補助金要綱第2条第2項第2号及び維持修繕補助金要綱第2条第2項第1号に規定する別に定めるものは、指定基準のうち、「将来に向けた保全・活用計画があるなど、京町家の保全・継承を意欲的に行おうとする所有者が管理する京町家」の基準のみで指定された京町家とする。
- 3 京町家補助金要綱第2条第2項第4号に規定する別に定めるものは、別表第1に掲げる工事とする。
- 4 京町家補助金要綱第2条第2項第5号に規定する別に定めるものは、別表第2に掲げる工事とする。
- 5 京町家補助金要綱第2条第2項第6号に規定する別に定めるものは、電気設備の配線、給排水設備の配管又はガス設備の配管等の不良部分を健全化する工事（付随する土間の改修を含む。）とする。
- 6 京町家補助金要綱第3条第2号に規定する別に定める補助金は、次のとおりとする。
 - (1) 個別指定京町家維持修繕補助金交付要綱（平成30年9月28日制定）に基づく補助金
 - (2) 「まちの匠・ぷらす」京町家・木造住宅 耐震・防火改修支援事業補助金交付要綱（平成24年4月20日制定）に基づく補助金

7 維持修繕補助金要綱第2条第2項第2号及び同要綱第4条第1項に規定する別に定めるものは、別表第3の左欄に掲げる工事とする。また、同要綱第6条第1項に規定する補助対象工事の区分に応じた補助単価の上限は、別表第3の右欄の金額とする。

(補則)

第4条 この規程の施行に関し必要な事項は、所轄室長が定めるものとする。

別表第1（第3条第3項関係）

	工事の内容	備考
(1) （屋根）	ア 日本瓦の修理及び取替え（棟瓦、葺土を含む瓦等の仕上げ材料並びに下地葺きを含む。） イ 屋根の腰葺き等に用いる銅の金属板の修理並びに修景（歴史的・伝統的な形態又は意匠に限り、かつ、下地葺きを含む。） ウ 野地板の修理及び取替え エ 軒先の化粧垂木及び軒裏の化粧部材の修理及び取替え（歴史的・伝統的な形態又は意匠に限る。） オ 樋一式の修理及び取替え カ 上記アからオの工事に伴い発生する既存の瓦及び葺土等の撤去及び処分	高塀を含む
(2) （外壁）	ア 壁面仕上げ一式 (土壁、漆喰壁、聚楽壁又は下見板その他伝統的な様式に限る。) イ 真壁造での構造材の修理及び取替え ウ 表面仕上げ材料の一層下部の改修 (塗り壁は中塗りを含む。) エ 仕上げを兼ねる構造材等（基礎の延べ石等）の修理及び取替え オ 上記アからエの工事に伴い発生する既存の外壁の撤去及び処分	高塀を含む
(3) （その他）	ア 冷暖房機の室外機等の修景工事（移設経費を除く。） イ 伝統的な様式の建具、格子、雨戸、戸袋の設置、修理及び取替え ウ 道路に面する犬走りの設置、修理及び取替え (土間に用いるコンクリート施工費を除く。) エ 木製の犬矢来及び駒寄せの設置、修理及び取替え オ 上記アからエの工事に伴い発生する同種の工事の内容の既存部分の撤去及び処分	

別表第2（第3条第4項関係）

	工事の内容	備考
(1) 形態又は意匠	通り庭、火袋、坪庭又は奥庭、床の間、縁側、欄間等の歴史的・伝統的な形態又は意匠やその造作について、保全又は復原する工事	
(2) 仕上	土壁、漆喰壁、聚楽壁、網代天井等の歴史的・伝統的な内壁・天井・床の仕上（畳の更新を除く。）について、保全又は復原する工事	

別表第3（第3条第7項関係）

工事の内容（補助対象工事）		補助単価の上限
屋根 (通り庇を含む。)	日本瓦の部分取替え、ズレの直し等の補修	1 m ² 当たり 2,700 円
外壁 (高塀を含む。)	漆喰壁の補修	1 m ² 当たり 6,300 円
	応急的な土壁の修繕で部分的な補修	1 m ² 当たり 3,200 円
	下見板等の木部の修繕で部分的な補修	協議により定める
樋	部分修理	1 m当たり 1,100 円
外部建具	建て付け調整、部分的な塗装	協議により定める
健全でない部位	健全化に必要な工事（防蟻処理）	1 m ² 当たり 2,700 円
上記に掲げる部位	市長が京町家の保全及び継承のためにやむを得ないと認める特別の事情がある工事	協議により定める

附 則

この規程は、平成30年9月28日から実施する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。